

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 8 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 (監督処分)</p> <p>第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園使用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	原状回復等命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 8 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 8 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 (監督処分)</p> <p>第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園使用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 10 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 10 条、第 11 条、別表第 1
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 (使用料の徴収)</p> <p>第 10 条 法第 5 条第 2 項、第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者又は有料公園施設を使用しようとする者から、別表第 1 に定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>第 11 条 使用料は、法第 5 条第 2 項、第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可と同時に徴収する。ただし、公園施設の設置若しくは管理又は第 3 条第 1 項各号に掲げる行為 (以下「都市公園の使用」という。) の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収する。</p> <p>別表第 1 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定地等における許可の取消し (第 8 条準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 14 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 8 条、第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 (監督処分)</p> <p>第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園使用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(公園予定地及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第 14 条 第 3 条から前条までの規定は、法第 23 条第 1 項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	公園予定地等における原状回復等命令 (第 8 条準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 14 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 8 条、第 14 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 (監督処分)</p> <p>第 8 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園使用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(公園予定地及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第 14 条 第 3 条から前条までの規定は、法第 23 条第 1 項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	予定公園施設等の使用料の徴収 (第 10 条準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 14 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 10 条、第 11 条、第 14 条、別表第 1
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 (使用料の徴収)</p> <p>第 10 条 法第 5 条第 2 項、第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者又は有料公園施設を使用しようとする者から、別表第 1 に定めるところにより使用料を徴収する。</p> <p>第 11 条 使用料は、法第 5 条第 2 項、第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可と同時に徴収する。ただし、公園施設の設置若しくは管理又は第 3 条第 1 項各号に掲げる行為 (以下「都市公園の使用」という。) の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収する。</p> <p>(公園予定地及び予定公園施設についての準用)</p> <p>第 14 条 第 3 条から前条までの規定は、法第 23 条第 1 項に規定する公園予定地及び予定公園施設について準用する。</p> <p>別表第 1 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町都市公園条例第 16 条、第 17 条、第 18 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町都市公園条例第 16 条、第 17 条、第 18 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町都市公園条例 (罰則)</p> <p>第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項又は第 3 項 (第 15 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定に違反して、同条第 1 項各号に掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第 4 条 (第 15 条において準用する場合を含む。) の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第 8 条第 1 項又は第 2 項 (第 14 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による町長の命令に違反した者</p> <p>第 17 条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第 18 条 法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対して各本条の過料に処する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日